

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

利根川下流域の減災に係る取組方針

(案)

平成 28 年 8 月 3 日

利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

取手市、龍ヶ崎市、利根町、河内町、稲敷市、神栖市、潮来市、我孫子市、柏市、印西市、栄町、成田市、神崎町、香取市、東庄町、銚子市、酒々井町、白井市、八千代市、佐倉市、四街道市、利根川水系県南水防事務組合、印旛利根川水防事務組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合、千葉県長沼水害予防組合、茨城県、千葉県、気象庁、独立行政法人水資源機構、国土交通省関東地方整備局

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」を発表した。

利根川下流域における「水防災意識社会」の再構築を目的に、地域住民の安全・安心を担う沿川 21 市町（取手市、龍ヶ崎市、利根町、河内町、稲敷市、神栖市、潮来市、我孫子市、柏市、印西市、栄町、成田市、神崎町、香取市、東庄町、銚子市、酒々井町、白井市、八千代市、佐倉市、四街道市）、4 水防事務組合（利根川水系県南水防事務組合、印旛利根川水防事務組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合、千葉県長沼水害予防組合）、茨城県、千葉県、気象庁（水戸地方気象台、銚子地方気象台）、独立行政法人水資源機構（利根川下流総合管理所、千葉用水総合管理所、霞ヶ浦用水管理所）、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所で構成される「利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 5 月 25 日に設立した。

本協議会では、利根川下流域における洪水・浸水被害の特徴、現状の取組状況とその課題を踏まえ、平成 32 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について検討を進め、その結果を「利根川下流域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
取手市	市長
龍ヶ崎市	市長
利根町	町長
河内町	町長
稲敷市	市長
神栖来市	市長
潮来市	市長
我孫子市	市長
柏市	市長
印旛市	市長
成田市	市長
神崎町	町長
香取市	市長
東庄町	町長
銚子市	市長
酒々井町	町長
白井市	市長
八千代市	市長
佐倉市	市長
四街道市	市長
利根川水系南水防事務組合	管理者
印旛利根川水防事務組合	管理者
稲敷地方広域市町村圏事務組合	管理者
千葉県長沼水害予防組合	管理者
茨城県	生活環境部防災・危機管理課長
〃	土木部河川課長
〃	龍ヶ崎工事事務所長
〃	潮来土木事務所長
千葉県	防災危機管理部危機管理課長
〃	県土整備部河川環境課長
〃	柏土木事務所長
〃	印旛土木事務所長
〃	成田土木事務所長
〃	香取土木事務所長
〃	銚子漁港事務所長
〃	銚子漁港事務所台長
気象庁	水銚子地方気象台長
〃	利根川下流総合管理所長
独立行政法人水資源機構	千葉用水総合管理所長
〃	霞ヶ浦用水管理所長
国土交通省関東地方整備局	利根川下流河川事務所長

3. 利根川下流域の概要と課題

■地形的特徴

- ・利根川は流域面積（16,840km²）が日本で最も大きな河川である。
- ・江戸川分派点から下流の利根川では河口に向かって河川の勾配は緩くなる。
- ・小貝川や手賀川、長門川、常陸利根川などに挟まれた地域がある。
- ・河川の勾配と同様に沿川には低平な地形が広がる。
- ・河口からの潮位や波浪の影響を受ける。

■地形的特徴を踏まえた洪水の特性

- ・利根川上流域の降雨による洪水のピークが到達するには時間がかかる。
- ・潮位や波浪で上流域からの流量に関係なく水位が上昇する場合がある。
- ・洪水の継続時間が長く水位が高い状態が長く続く。
- ・河川や高台に挟まれた地域では浸水深が深くなる。（貯留型氾濫）
- ・利根川は流量が多いため堤防が決壊した場合には大量の氾濫水が低平地に溢れ出し、広範囲に浸水が広がる。（拡散型氾濫）
- ・低平地に浸水するため氾濫水が排水しにくい。
- ・最下流の河口付近に位置することで、気候変動の影響を最も受けやすい。

■河川改修の状況と水害の状況

- ・度重なる洪水被害から流域の安全を守るために、利根川下流域の河川改修は時代と共に強化されてきた。
- ・天正18年（1590）の徳川家康の入府により、本格的な治水事業がスタートしました。
- ・以降、明治33年に第1期改修工事が着工し、現在に至るまで、河道の拡幅や堤防の築造、補強、内水対策などの改修を推進してきている。
- ・現在においても、計画に対し堤防断面や河道断面が不足している区間の整備を進めているが、暫定堤防（高さや幅）の箇所や無堤部の箇所、また、今後河道掘削を行い流下能力の向上が必要な箇所が残っている。
- ・近年においても、潮位の影響を受けやすい区間では、水位が高い時に溢水氾濫や内水氾濫による浸水被害が沿川で発生している。

■利根川下流域の社会経済状況

- ・利根川下流域の最上流部にあたる取手市や我孫子市では、JR常磐線、国道6号線など、交通網が発達し、首都圏のベッドタウンとして開発が進み、人口や資産が集中しております。最下流部の銚子市では、全国屈指の水揚げ量を誇る銚子漁港があり、また、流域内の地盤高は、代表的な緩流河川であることから一様に低平地であり浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響が懸念される。

■取組を進める上での主な課題

- ・台風等通過から時間が経過した後に水位が上昇したり、潮位等の影響でも水位が上昇したりと、異なった事象による洪水の発生を想定する必要がある。(情報発信、防災教育など)
- ・氾濫の形態に対応した市町村は避難計画を策定する必要がある。(広域避難、長期避難、高台等への避難、他河川の氾濫との同時発生など)
- ・水位が高い状態が長い時間、長い距離にわたって発生する危険性があるため、長時間及び長距離(複数箇所)の監視、水防活動を必要とする。(行政単位、組合単位の活動ではない広域的な連携や複数団体での合同訓練など)
- ・氾濫後の早期機能回復のための効率的、効果的な排水計画の策定、施設等配備(排水機場の耐水化、可搬式ポンプの配備、排水経路の計画策定、整備など)

4. 現状の取組状況・課題

利根川下流域における減災に係る取組として、各構成員が現在実施している洪水時の情報伝達や水防に関する事項等についての現状および課題を抽出し、以下のとおり取りまとめた。

1) ソフト対策に係わる事項

① 避難行動等にかかわる事項

項目	現状	課題
1. 避難に関する発令基準	<ul style="list-style-type: none"> 多くの自治体で地域防災計画に発令基準を定めており、河川水位が氾濫危険水位に到達した場合に避難勧告を発令することとしている。 発令はタイムラインに基づいて実施される。 国土交通省と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。 ホットラインにより、市町長に対して発令の助言を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 発令基準はあるが対象区域が明確ではない自治体が多い。明確に定める必要がある。 発令では、学区単位で発令するため、浸水区域以外も含まれてしまう可能性もある。
2. 避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所は、洪水ハザードマップ等により周知されている。 避難場所については、案内表示板を設置している。 計画規模の洪水に対して避難場所を設定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路が位置づけられていない。 幅員の狭い道路が多いことから避難経路として位置づけた場合、通行に支障を来さないか懸念される。 想定最大規模降雨での氾濫を想定した避難場所の設定も必要である。
3. 避難情報	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等に関する防災情報は、複数の伝達手段（防災行政無線、エリアメール、Lアラート、広報車、ホームページ、メールマガジン、ツイッター、フェイスブック等）を用いて地域住民に伝達している。 避難行動要配慮者については、避難支援計画に基づき名簿を作成するなどの対応を行っている自治体もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人や観光客に対する情報伝達が不十分である。 多くの要配慮者支援施設で避難計画が未策定
	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導は、自治体職員・消防団・警察官・自主防災組織が連携して行う。 一部の自治体では避難誘導體制は地域防災計画に明示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の避難計画では、大量避難者を想定した避難誘導（輸送）を想定していない。 地域防災計画に記載はあるがバス協会やバス会社と協議等はしていない。 一部の自治体では、避難誘導體制が明示されていない。

項目	現状	課題
	<ul style="list-style-type: none"> 多くの自治体で避難に着目したタイムラインは策定済みである。 	<ul style="list-style-type: none"> 策定済みのタイムラインの検証（改善等の有無）が出来ていない。 浸水エリアの沿川外市町においてはタイムラインを策定していない。
4. 洪水の氾濫を想定した広域避難体制	<ul style="list-style-type: none"> 一部の市で覚書・協定を締結しており、ほとんどの市町で広域避難を検討中である 	<ul style="list-style-type: none"> 避難が長期化した場合の避難について検討が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難に関する発令基準は設けていない。 一部自治体では、隣接市町と広域避難に関する協定を締結している。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難を踏まえた発令基準を設定する必要がある。 隣接する市町と協定を締結する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> 一部自治体では、隣接市町と災害時における相互支援の協定を締結している。 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄は震災等を想定したものであり、浸水長期化に対応していない。また、全域が浸水する自治体では、浸水に対応した備蓄ができない。 現在の相互支援計画では、洪水の氾濫を想定していない。
5. ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図および氾濫シミュレーションについては、現在検討中である。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図が必要。 現在の氾濫シミュレーションは動画であるが、静止画も必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップ（計画規模降雨による浸水想定区域）は公表済みである。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨による洪水の氾濫を想定したハザードマップが必要。
	<ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップの周知としては全戸配布、HP掲載を実施している。加えて説明用リーフレットの配布や、出前講座、説明会等による周知活動を実施している自治体もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域図や洪水ハザードマップに関する周知・説明が不足しており、浸水リスクに関する住民の理解が低いと想定される。 住民への周知が不十分。
6. 避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォンを活用したツイッターハッシュタグ訓練の実施をしている自治体もある。 	<ul style="list-style-type: none"> IT機器を活用した訓練の実施は少ない。また、IT機器の有効活用等に関する十分な知識が無いため訓練の方法がわからない。 浸水エリアのみを対象とした訓練は調整が困難。
	<ul style="list-style-type: none"> 避難訓練は実施しているが、首長が参加した実戦的な避難訓練の実施には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難訓練を実施していない自治体がある。また、実施していても洪水は想定していないケースもある。 ロールプレイング方式等による実践的な避難訓練を実施していない 洪水の氾濫に対する避難訓練が必要。
	<ul style="list-style-type: none"> 多くの自治体で避難に着目したタイムラインは策定済みである。 	<ul style="list-style-type: none"> タイムラインの検証が出来ていない。 タイムラインを策定していない。
	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民と連携した避難訓練は年1回実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水エリアのみを対象とした訓練は調整が困難。 自治会等含めた避難訓練は不十分。

7. 防災教育	・水防学校の実施や、副教材にて降雨災害に関する内容を掲載するなどの取組がある。	・学校では、地震や津波を対象とした防災訓練が中心となっており、水災害教育にまで至っていない。 ・子供や住民にとってわかりやすい説明資料の作成が難しい。
	・広報誌、HP、啓発ポスター、リーフレット等を通じて水防の心得など水防災意識向上に関する情報提供を行っている。	・水防災意識向上のための広報資料が少ない。
	・要配慮者支援施設の中では、避難訓練を実施している施設もあるが、多くは避難計画を作成していない。	・避難訓練も未実施である。また、実施している場合でも、洪水は想定していない。
8. 長期の洪水避難を想定した被災者に対する支援体制	・食料・日用品等は、1～3日分程度を備蓄している。	・備蓄は大規模氾濫（長期化）を想定していない。 ・行政での備蓄には限界がある。
	・一部自治体では、震災を想定した事業継続計画は作成している。	・水害を想定した事業継続計画は作成していない。

② 水防活動等にかかわる事項

項目	現状	課題
9. 水防に関する広報等	・説明会、防災訓練等の機会を通じて水防について説明をしている。 ・HPや広報誌等による水防訓練の報告や水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。	・説明会等で水防に関する説明を実施しても、その効果が一過性に終わってしまっている。また、参加者も限定されている。
	・水防団員（消防団員）の募集活動を実施している。	・水防団員の不足や高齢化が進んでいる。
	・行政による堤防の共同点検を実施している。	・一部の自治体については、共同点検を実施していない。
10. 連絡体制	・水位等の情報は連絡システムにしたがって行うことを基本としているが、メール配信サービス等を活用している自治体もある。 ・年に1回情報伝達訓練を実施している。	・水防団との連絡システムが確立していない自治体がある。また、連絡システムが確立される場合でも伝達訓練を実施していない自治体もある。
	・一部の自治体で地域防災計画に河川巡視の必要となる区間を位置づけている。	・河川巡視区間を位置づけていない自治体がある。
11. 水防訓練	・毎年もしくは数年に1回の頻度で実施している。	・水防訓練を実施していない自治体もある。
12. 広域協力体制	・隣接自治体、関係機関との合同訓練を実施している自治体もある。	・一部の自治体は、近隣市町と訓練を実施していない。 ・広域事務組合相互の取組がない。
13. 自衛水防等	・広報、出前講座等で周知している。	・浸水に特化した対応は出来ていない。
	・一部自治体では、大規模工場に説明会を実施している。	・大規模工場が浸水区域内に立地していても浸水リスク等の説明等は実施していない自治体もある。 ・洪水の氾濫を想定していない。
	・自治会へ土のうを配布するなどの取組もある。	・市民への周知が不足している。

③排水活動等にかかわる事項

項目	現状	課題
14. 排水計画・排水訓練	・大規模な浸水被害を想定した排水計画(案)はない。	・大規模な浸水被害を想定した排水計画(案)を検討する。
	・排水施設の操作規則や運用マニュアルを作成している。	・操作規則や運用マニュアル等の内容について理解している職員が少ない。

2) ハード対策に係わる事項

項目	現状	課題
1. 洪水を河川内で安全に流す対策	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川下流部では、堤防が整備されていない区間の整備を実施してきている。 ・計画規模の洪水を安全に対策をしているが未だ不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川下流部では計画に対する対策が未了であり、流下能力の確保や堤防が整備が必要な区間が残る。
2. 危機管理型ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防天端は一部の区間を除いて、舗装が整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防天端が舗装の整備されていない区間があるため、決壊を遅らせる対策が不十分である。
3. 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位、CCTV映像等、リアルタイム情報を利根川下流河川事務所HPや川の防災情報HPにより提供している。 ・防災行政無線は、ほぼ整備済みである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・越水の恐れのある危険箇所水位計等が整備されていない。 ・防災行政無線は聞き取りにくい地域への対応が必要である。 ・防災行政無線のデジタル化が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの重要施設は、計画規模の洪水氾濫に対して浸水の恐れのない地域に立地している。 ・一部の自治体においては、非常用発電設備を嵩上げするなどの浸水対策を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨による洪水の氾濫を想定し検討する必要がある。 ・一部施設において浸水の恐れがあるにもかかわらず対策を実施していない。 ・未確認のため検討が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・まるとまちごとハザードマップの整備には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まるとまちごとハザードマップの整備方法がわからない。 ・迅速な避難を誘導するための表示が無い。
	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所については、案内表示板を設置している。 ・避難経路に関する看板等は未整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経年劣化が激しく要交換の施設もある。 ・予算が不十分で有り、設置が困難。 ・全ての施設に案内看板がない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の自治体においては、水防資機材の配備について、水防計画に位置づけており、必要量配備済みである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防用の資機材を備蓄していない、もしくは備蓄の必要な資材量を設定していない自治体がある。 ・大規模な被害を想定した資機材確保を行ってない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の機関のみ新技術を活用した水防資機材等を配備している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな水防資機材確保の予算がない。 ・有用な新技術を活用した水防資機材に関する情報が不足(何が優れているのか情報が乏しい)している。

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5 年間で達成すべき目標】

利根川下流部における大規模水害に対して、
「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※ 大規模水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※ 逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※ 社会経済被害の最小化：大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

上記目標の達成に向け、ハード対策に加え、利根川下流部において、以下の項目を 3 本柱とした取組を実施する。

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

項目	概ね5年での取組内容	目標時期	取組機関
1. 避難に関する発令基準	・ 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正		
2. 避難場所・避難経路	・ 洪水の氾濫を想定した避難場所を設定 ・ 避難経路を反映したハザードマップを住民への周知		
3. 避難情報	・ 防災情報伝達手段のさらなる充実		
	・ 公共交通機関を想定した避難計画の検討		
	・ 避難誘導體制の充実		
	・ タイムラインの整備、訓練、必要に応じた見直し		
4. 洪水の氾濫を想定した広域避難体制	・ 広域避難計画の策定支援		
	・ 避難勧告等の発令基準や広域避難計画の策定		
	・ 避難及び避難後も含めた広域避難に関する協定締結		
5. ハザードマップ	・ 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図および氾濫シミュレーションの公表		
	・ 想定最大規模降雨による洪水の氾濫を想定したハザードマップを作成、住民への周知		
6. 避難訓練	・ IT機器の防災活用を検討、避難訓練への反映		
	・ タイムラインに基づく首長が参加した実践的な避難訓練の実施		
	・ 自治会等を含めた訓練の継続的な実施		
	・ 要配慮者も含めた訓練の支援、検討		
7. 防災教育	・ 小中学校への出前講座等の実施を推進		
	・ 水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進		
8. 大規模氾濫を想定した被災者に対する支援体制	・ 広域的な相互支援体制の構築を推進		
	・ 水害BCP策定に向けた検討		

※取組項目、取組内容、目標時期、取組機関については次回に向け要調整

② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

項目	概ね5年での取組内容	目標時期	取組機関
9. 水防に関する広報等	・水防に関する広報の推進		
	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進		
	・住民を含めた共同点検を継続的に実施		
10. 連絡体制	・連絡体制を確立し、定期的に確認、それに基づく伝達訓練を実施		
	・巡視区間・頻度・内容の明確化		
11. 水防訓練	・定期的に水防訓練を実施		
12. 広域協力体制	・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進		
	・広域的な事務組合相互の水防活動の支援体制を推進		
13. 自衛水防等	・各機関における大規模氾濫を想定した対応マニュアルの作成		
	・大規模工場等への自衛水防に関する啓蒙活動・説明会の開催		
	・自衛水防を説明会等によって市民へ周知		

※取組項目、取組内容、目標時期、取組機関については次回に向け要調整

③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

項目	概ね5年での取組内容	目標時期	取組機関
14. 排水計画・排水訓練	・排水施設・排水ポンプ車による大規模な浸水被害を想定した排水計画を策定		
	・各排水施設等の運用マニュアル等を用いた訓練の実施		

※取組項目、取組内容、目標時期、取組機関については次回に向け要調整

2) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

項目	概ね5年での取組内容	目標時期	取組機関
1. 洪水を河川内で安全に流す対策	・無堤部における堤防整備の推進		
2. 危機管理型ハード対策	・堤防天端の舗装		
3. 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握するための基盤の整備		
	・防災行政無線の整備推進・改良、防災ラジオ等の配布		
	・大規模な氾濫による浸水時においても災害対応を継続するための施設整備及び自家発電装置等の耐水化		
	・避難所等の施設や避難経路に関する案内表示看板を整備、まるごとまちごとハザードマップの整備推進		
	・大規模な氾濫を想定し、関係機関と連携した水防資機材配備の推進		
	・新技術を活用した水防資機材について、情報収集及び配備を検討		

※取組項目、取組内容、目標時期、取組機関については次回に向け要調整

7. フォローアップ

各構成員は、取組内容を組織的、計画的、継続的に実施するため、各構成機関の取組内容を、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映する。

本協議会は毎年出水期前に開催し、取り組みの進捗状況を確認する。取組内容の修正が必要な場合は、技術開発の動向等を収集した上で、取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。